

第3章 自然環境及び地球環境の保全

第1節 公害防止計画を進める上での自然環境の保全

自然環境の保全と美しい環境の創造を進めるため、「新兵庫県環境基本計画」に基づく「ひょうごの森・川・海再生プラン」等を推進するとともに、本計画に基づく各種施策の実施や適正かつ合理的な土地利用により、環境の改善を図ることで、緑豊かな環境の創造や生物の多様性の確保、生物の種の保存を実現し、当地域においてより豊かな自然環境の保全に資するものとする。

また、施策の実施に際しては自然環境への影響をできるだけ小さくするように努め、さらに、規模が大きく自然環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たっては、環境影響評価制度を適正に運用し、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するものとする。

1 施策の実施に伴う自然環境への変化を最小限にとどめる配慮

(1) 環境配慮指針等に基づく自然環境への配慮

道路、河川、公園等の社会資本の整備に際して、「環境配慮指針」や「環境適応施設計画指針」に基づき、貴重な動植物の保全、地域の生態系の保全、周辺自然環境との調和等について配慮を行う。

また、都市計画法に定める一定規模以上の開発行為にあつては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、同法施行令に基づき、開発区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他必要な措置を講ずる。

(2) 環境影響評価の実施

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業の実施については、国、県、市の各環境影響評価制度により環境影響評価を実施するなど公害の防止や自然環境の保全に適正に配慮がなされるよう、事業者に指導を行う。

2 自然環境に大きな変化をもたらした場合の復元の方法について

埋立の必要性の最小化を図った上でなお、やむを得ず埋め立てる場合は、環境影響評価法及び環境影響評価に関する条例に基づく事業に対する環境影響評価を科学的に実施し、不可避の影響については、できる限り定量的な評価の結果を踏まえ、適切な代償措置を確実に実施する。

なお、土石採取事業の実施に際しては、環境の保全と創造に関する条例に基づく土石採取等遵守基準に基づき、採取等区域の緑化を行う。

第2節 公害防止施策の実施を通じた地球環境の保全

地球温暖化対策をはじめとした地球環境の保全は、国際的な環境問題であると同時に、それぞれの地域の環境の改善という一つ一つの積み重ねが重要である。

このため、「新兵庫県環境基本計画」に基づき総合的な地球環境保全施策を推進するとともに、公害防止計画の各種施策の実行により、地域からの取組として、各環境質の改善を図り、環境への負荷を少なくすることで、地球環境の保全に資するものとする。

1 「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」の推進

地域から地球温暖化防止を図るため、公害防止施策の実施に際し、平成12年7月に策定した「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」(目標：2010年度に温室効果ガスを1990年度比6%削減)に基づき、県民・事業者・行政の参画と協働の下、温暖化防止対策に取り組む。

また、平成14年7月に策定した「グリーンエネルギー推進プログラム」により、一層の省エネルギー対策や太陽光発電、風力発電等の新エネルギーの導入推進を図る。

2 施策の実施に伴う森林等の伐採についての対策

森林は生産資源としての機能を有するとともに、CO₂の吸収や水源の涵養等の様々な公益的機能を持っている。

このため、民間事業者が行う森林の開発のほか、県の公共事業の実施に伴う森林等の伐採に際しても、「県土の緑化を推進するための要綱」に基づき、減少させた緑の公益的機能を回復させるため、緑化基金に対して応分の拠出を行い、これを原資に緑の創出等を行う。

また、建築物等の整備に際しては、木造化、木質化及び県産木材の有効利用を促進し、循環資源である県内産木材を一層活用することにより、熱帯材等の使用量の適正化に努める。

3 公害防止施策の実施を通じた酸性雨の防止

酸性雨の原因物質といわれている硫酸酸化物及び窒素酸化物の排出量を抑制するため、大気汚染防止法及び「阪神地域窒素酸化物総量削減基本方針」に基づく対策を推進するとともに、県下主要工場と締結している環境保全(公害防止)協定に基づき、排煙脱硫・脱硝装置の導入、低NO_xバーナーの導入、燃焼管理方法の改善及び燃料の良質化について更なる指導を行う。

4 社会資本の整備に際しての環境への配慮

道路、公園等の社会資本の整備に際しては、環境への影響について適切な配慮がなされるよう策定した「環境配慮指針」に基づき、資源・エネルギーの有効活用を通じた地球環境の保全を進めるほか、騒音・振動の低減、歴史的・文化的遺産への配慮、貴重な動植物の保全や生態系への配慮等を行う。